

## やよい・ケアプランセンター運営規程

(事業の目的)

第1条 株式会社ヤヨイメデコが開設する「やよい・ケアプランセンター」(以下「事業所」という)の適正な運営を確保するために人員及び管理運営に関する事項を定め、事業所の介護支援専門員が要介護状態又は要支援状態にある利用者に対し、適正な居宅介護支援を提供することを目的とする。

(運営方針)

第2条 当事業所は、利用者が要支援・要介護状態になった場合においても、可能な限りその居宅において、その有する能力に応じ自立した日常生活を営めるよう、適切なサービスが総合的かつ効率的に提供されるよう配慮し、運営方針(事業計画)及び財務内容については常に開示することとする。

2) 当事業所は、利用者の意思および人格を尊重し、常に利用者の立場に立って利用者に提供される指定居宅サービス等が特定の種類、または特定の事業者に偏することのないよう公平かつ中立に実施する。

3) 当事業所は、市町、老人福祉法第20条の7の2に規定する老人在宅介護支援センター、他の指定居宅介護支援事業者、介護保険施設との連携に努める。

(事務所の名称、所在地)

第3条 事務所の名称及び所在地は次の通りとする。

- ① 名称 やよい・ケアプランセンター
- ② 所在地 深川市5条12番9号

(従事者の職種・員数及び職務内容)

第4条 当事業所に勤務する職員の職種、員数及び職務内容は次の通りとする。

- ① 管理者1名(常勤兼務)  
管理者は事業所を代表し業務の統括にあたる。
- ② 介護支援専門員1名(常勤専従)、ただし業務の状況に応じて増員することができる。  
介護支援専門員は利用者から相談を受け居宅サービス計画の作成及び変更を行う。  
その他第2条の運営方針に基づく業務を行う。

(営業日及び時間)

第5条 営業日および営業時間は次の通りとする。

- ① 営業日は月曜日から金曜日までとする。  
(ただし祝祭日、8月13日から8月15日及び12月30日～1月3日を除く)
- ② 営業時間は午前9時から正午及び午後1時から17時までとする。

(サービス提供方法及び内容)

第6条 サービスの提供方法及び内容は次のとおりとする。

- ① 利用者の相談を受ける場所は当事業所の受付カウンターとする。

- ② 使用する課題分析票の種類はガイドライン方式とする。
- ③ サービス担当者会議の開催場所は当事務所の事務室とする。
- ④ 利用者への訪問頻度は最低1ヶ月に1回とし、利用者の状態、居宅サービスの実施状況等の確認を行う。

(利用料)

第7条 指定居宅介護支援を提供した場合の利用料の額は厚生労働大臣が定める基準によるものとし、当該指定居宅介護支援が法定代理受領サービスである時は、利用料を徴収しない。

(その他費用の額)

第8条 次条の通常の事業の実施区域を越えて行う指定居宅介護支援に要した交通費は、その実費を徴収する。なお、自動車を使用した場合の交通費は次の額を徴収する。

- ① 事業所から、1キロメートル当たり 20円。
- ② 前項の費用の支払いを受ける場合には、利用者又はその家族に対して事前に文書で説明をした上で、支払いに同意する旨の文書に署名(記名押印)を受けることとする。

(通常の事業実施地域)

第9条 通常の事業の実施地域は下記のとおりとする。

深川市の区域とし、希望があれば他市町村でも実施する。

(研修の確保)

第10条 介護支援専門員等の資質を高めるために研修の機会を次の通り設けるものとし、また、業務体制を整備する。

- ① 採用時研修 採用後6ヶ月以内
- ② 継続研修 年1回

(秘密の保持)

第11条 従業者は業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持する。

2) 従業者であった者に、業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持させるため、従業者でなくなった後においてもこれらの秘密を保持すべき旨に従業者との雇用契約の内容とする。

(その他)

第12条 この規程に定める事項の外、運営に関する重要事項は株式会社ヤヨイメデコと事業所の管理者との協議に基づいて定めるものとする。

附則

この規程は、平成15年 7月 1日から施行する。

第五条①及び②を改定して、平成18年 6月 1日から施行する。